

市民ワークショップに参加しませんか

橋本市では、まちづくりの指針となる「第2次橋本市長期総合計画（後期基本計画）」を策定するにあたり、みんなで一緒にまちづくりについて語り合う市民ワークショップを開催します。

さまざまな年代の皆さんと一緒に「私たちの橋本市」が今よりも「もっと」「ずっと」良いまちになるよう話し合いませんか。**【政策企画課】**

●日時（全2回）

- 6月11日(出) 午前9時30分～11時30分
- 6月26日(日) 午後2時～4時

●場所 教育文化会館

●対象

市内に在住または通学、通勤、活動している人（親子での参加もできます）。

●応募期限 6月9日(木)

●募集人数 30人程度

●応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、持参または郵送、ファクス、メールで提出してください。
※開催内容など、詳しくは市ホームページ（右の二次元コード）からご確認ください。



●問い合わせ

〒648-8585（住所記入不要）
橋本市 総合政策部 政策企画課
☎33-1576 ファクス33-1665
Eメール kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp



人権啓発推進委員会をご存じですか

橋本市人権啓発推進委員会は、人権が尊重され差別のない社会を実現するために設置された委員会です。現在78人の委員が市長の委嘱を受けて活動しています。

市民の皆さんに人権意識を高めていただくために、人権啓発の集い、同和運動推進月間や人権を考える強調月間の街頭啓発などに取り組んでいます。また、地域で人権講演会を開催し、人権の大切さの普及活動をしています。**【人権・男女共同推進室】**

▶橋本市人権啓発推進委員会委員名簿

地区	氏名（敬称略）			地区	氏名（敬称略）		
橋本	石井 絹子	土井 富雄	栢谷 篤子	隅田	土井 茂美知	金田 康世	木阪 孝
	阪辻 博文	安田 章伍	池田 八重子		竹之下 美恵	藤岡 道明	松原 のり子
	野口 勝巳	夏目 孝夫	木村 匡視				
山田	石橋 佐余子	絹川 幸治	山本 光子	恋野	西田 篤	岡本 安廣	外山 葉子
	西川 光	奥田 恵美	松本 浩文		筒香 廣子	塩山 三佐子	中山 江津子
	松浦 憲信	山崎 昭	田中 政子		酒井 博		
	野口 政弘						
紀見	田宮 基裕	西山 庄司	竹野 東洋治	学文路	澤崎 輝敏	栗林 保市	吉岡 利洋
	萬賀 昇	吉田 とよ子	池田 義武		阪上 千穂	久保 喜久洋	中西 康師
	堀田 博文	伊藤 福男	是川 耕三				
紀見北	田宮 光治	矢野 佳世子	関 一	応其	向井 孝	北本 一美	前 佳照
	森下 敏明	早瀬 洋子	勝田 貞夫		曾和 久美子	井上 義章	杉谷 勝彦
	長田 享三	曾根 昌之			木ノ本 静次	田村 茂樹	
隅田	乾 敬治	九鬼 堅	山本 恵哉	高野口 信太	大矢 佳世子	土井 園子	井澤 清
	水林 正美	船津 道雄	松本 三千年		保田 幸司	井上 百合子	下坂 訓義
					玉井 勝代	向 容司	中芝 ひとみ

（任期：令和4年4月1日から2年間）



印鑑登録証明書の取得について

印鑑登録されている人の印鑑登録証明書が必要となったときの取得方法についてご案内します。**【市民課】**



利用場所	必要なカード	カード以外に必要なもの
市民課の窓口	● 印鑑登録証 ①平成29年7月以降に登録した人  ②平成29年6月末までに登録した人 	● 窓口に来られる人の本人確認書類（運転免許証、保険証など） ● 申請書（証明が必要な人の住所、氏名、生年月日、交付枚数）を記入 ● 交付手数料 1枚300円 ※印鑑登録証②を使用する証明書自動交付サービスは終了しています。 ※代理人に依頼される場合は、ご自身の「印鑑登録証」を預けて、申請書の記入事項を伝えてください。
コンビニエンスストア	● マイナンバーカード 	● 利用者証明用の暗証番号（4ケタの数字） ● 交付手数料 1枚200円 ※コンビニエンスストアに設置している端末（コピー機）で「行政サービス」を選択し、手順に沿って入力してください。

市税の納付忘れはありませんか

市税は、まちづくりを支える大切な財源です。納期限の過ぎた市税をまだ納付していない人は、速やかに金融機関または税務課で納付してください。また、事情があり一時的に納付できない人は、未納のまま放置することなく税務課までご相談ください。**【税務課】**



市税は納期限内に納付しましょう

市税は、自主的に納期限内に納付することが原則です。納期限までに市税を納付しない場合、督促状が送付され、本税に加えて督促手数料と延滞金を合わせて納付していただくこととなります。

滞納を放置しておく滞納処分の対象となります

市では、納期限内に納付している人との公正・公平性を保つため、督促や催告により納付を促しても納付がない人に対し、地方税法などに基づいて預貯金、給与、動産、不動産などの差し押さえを行い、延滞金を含めた滞納税額を強制的に徴収する滞納処分を行います。

納められない事情のある人はご相談ください

病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない理由で一時的に市税を各納期限内に納付することが困難な人は、滞納を放置することなく、ご相談ください。生活状況など事情を伺ったうえで、徴収を猶予できる場合があります。税務課では毎月第4日曜日と第4水曜日に休日・夜間の納付・納税相談窓口を設けていますので、ご利用ください。

なお、今月の休日・夜間の相談日時は以下のとおりです。

- 6月22日(水) 午後5時15分～8時
- 6月26日(日) 午前8時30分～午後5時

● 問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-6109